平成２３年（フ）第１０５３８号
千葉県市川市宝２丁目９―12―202
債務者　古村　邦夫
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６１８号
東京都江戸川区江戸川３丁目39―203
債務者　君塚　博一
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６１９号
埼玉県戸田市美女木７丁目19―28
債務者　石田真由美
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６３３号
東京都足立区北加平町10―14　サブウェイ北綾瀬Ｂ103
債務者　薬師寺順二
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６３９号
神奈川県相模原市緑区下九沢1590―１―２―102
債務者　松平　重喜
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６４０号
神奈川県相模原市緑区下九沢1590―１―２―102
債務者　松平　勝枝
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６６０号
東京都足立区伊興１丁目16―43―205
債務者　飯沼　三夫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６６１号
東京都小金井市貫井南町３丁目13―９―102
債務者　若新　有子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６６９号
東京都港区東麻布１丁目27―３―402
債務者　根本　正美
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７３０号
東京都杉並区堀ノ内３丁目３―10
債務者　竹内　利代
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７３１号
東京都江東区南砂１丁目24―７―301
債務者　田口　正義
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７４５号
東京都板橋区上板橋３丁目17―７―403
債務者　上原沙夜子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７４６号
東京都東大和市向原６丁目1196―１―101
債務者　嶋貫　壽子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７５５号
東京都板橋区小茂根４丁目１―８―301
債務者　植木　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６００号
東京都足立区西新井５丁目７―３―303
債務者　大谷　裕子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６３２号
埼玉県川口市上青木６丁目25―２
債務者　角田　博子（旧姓白田）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部